

各 位

株式会社 東日本銀行

「東日本銀行でんさいサービス利用規約」の一部改正のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、「東日本銀行でんさいサービス」に対し、格別のお引き立てを賜り、厚く御礼申し上げます。

東日本銀行でんさいサービス利用規約（以下、「利用規約」といいます。）につきまして、以下のとおり改正いたしますので、お知らせいたします。

敬具

【 利用規約の改正箇所 】(新旧対照表)

※**赤字下線箇所**が改正箇所となります。

改正前	改正後
第2章 利用者 (利用契約の締結) 第7条 5 利用者は、前項の通知を受領後に本サービスの利用を開始できます。ただし、本規約第9条第3項の東日本ビジネス I B サービスまたは東日本ビジネスコネク ト (以下、「I B サービス等」といいます。)を並行して申込の場合は、それぞれの通知を受領後に利用を開始できます。	第2章 利用者 (利用契約の締結) 第7条 5 利用者は、前項の通知を受領後に本サービスの利用を開始できます。ただし、「東日本ビジネス I B サービス」、「東日本ビジネスコネク ト」(以下、総称して「I B サービス等」といいます。)を並行して申込の場合は、それぞれの通知を受領後に利用を開始できます。
(I B サービスによる<u>受付</u>) 第9条 利用者は、自らが占有し管理するパーソナルコンピュータ等の端末機 (以下、「パソコン」といいます。)から I B サービス等により、インターネットを介して本サービスを利用<u>でき</u><u>ます。</u> 2 I B サービス等を既に契約している場合は、I B サービス等を通して本サービスを利用できます。 3 I B サービス等を新規に契約する場合は、以下の通り扱うものとします。 一 I B サービス等の契約 本サービスは、株式会社NTTデータが提供する「AnserBizSOL (アンサービズソル)」を介して利用するため、利用者から I B サービス等の申込書をお取引営業店へ提出していただき、I B サービス等を契約します。 二 I B サービス等の利用規程 「東日本ビジネス I B サービス利用規定、東日本ビジネスコネク ト利用規定 (以下、「I B サービス等規定」といいます。))」に準拠します。 三 I B サービス等の利用開始 当行所定の通知により利用を開始できます。 4 I B サービス等を通して本サービスを利用する場合は、規程第64条第2項で規定する本人確認方法は、東日本ビジネス I B サービス利用規定第2条、東日本ビジネスコネク ト利用規定第3条に準拠します。	(I B サービス等による利用) 第8条 利用者は、自らが占有し管理するパーソナルコンピュータ等の端末機 (以下、「パソコン」といいます。)から I B サービス等により、インターネットを介して本サービスを利用することとします。ただし、すでに営業店窓口 (以下、「お取引営業店」といいます。)へ所定の各種請求書または開示請求書等を提出し、当行がでんさいネットへの手続きを代行すること (以下、「代行サービス」といいます。)で本サービスの利用契約を締結している利用者は除きます。 2 I B サービス等を既に契約している場合は、I B サービス等を通して本サービスを利用できます。 3 I B サービス等を新規に契約する場合は、以下の通り扱うものとします。 一 I B サービス等の契約 本サービスは、株式会社NTTデータが提供する「AnserBizSOL (アンサービズソル)」を介して利用するため、利用者から I B サービス等の申込書をお取引営業店へ提出していただき、I B サービス等を契約します。 二 I B サービス等の利用規程 「東日本ビジネス I B サービス利用規定」、「東日本ビジネスコネク ト利用規定 (以下、総称して「I B サービス等規定」といいます。)」に準拠します。 三 I B サービス等の利用開始 当行所定の通知により利用を開始できます。 4 I B サービス等を通して本サービスを利用する場合は、規程第64条第2項で規定する本人確認方法は、東日本ビジネス I B サービス利用規定第2条、東日本ビジネスコネク ト利用規定第3条に準拠します。

改正前	改正後
(代行サービスによる<u>受付</u>) <u>第8条</u> 利用者は、書面を提出し本サービスを利用する場合、<u>利用契約を締結した営業店窓口（以下、「お取引営業店」といいます。）へ所定の各種請求書または開示請求書等を提出し、当行がでんさいネットへの手続きを代行することで本サービスを利用</u>できます。 2 前項の各種請求における通知は、利用者の Fax へ行うため利用者はお取引営業店へ Fax 番号の届出が必要です。	(代行サービスによる<u>利用</u>) <u>第9条</u> <u>当行のシステム障害等で I B サービス等から本サービスの利用が困難な状況で緊急に記録請求等を行う必要がある場合、</u>利用者は、<u>代行サービスによる利用で、</u>本サービスを利用することができます。 2 前項以外で代行サービス利用の各種請求における通知は、利用者の Fax へ行うため利用者はお取引営業店へ Fax 番号の届出が必要です。
(手数料) <u>第12条</u> 当行は、月額基本手数料を無料として本サービスの取扱いを開始しますが、当行が取扱い開始後において月額基本手数料を有料とした場合は、第3項1号の方法でお支払いいただきます。 2 でんさい利用料として、以下の通り当行所定の手数料(消費税を含みます。)をお支払いいただきます。 一 本規約第8条の方法によりお取引営業店で受付し、でんさいネットへ業務を代行した場合の当行所定の手数料。 二 本規約第9条の方法によりでんさいネットが定める各課金対象取引を行った場合には、各取引件数のデータを基にして計算した手数料。 三 本規約第8条および第9条の方法にかかわらず、お取引営業店がでんさいネットへの書面請求を取り次いだ場合の当行所定の手数料。 3 手数料の支払方法は、以下の通りとします。 一 月額基本手数料、前項1号および2号の手数料は、預金払戻請求書または小切手なしで自動振替により前月分を翌月の当行で定める日にお支払いいただきます。 二 前項3号の手数料は、申込受付の都度、お支払いいただきます。	(手数料) <u>第12条</u> 当行は、月額基本手数料を無料として本サービスの取扱いを開始しますが、当行が取扱い開始後において月額基本手数料を有料とした場合は、第3項1号の方法でお支払いいただきます。 2 でんさい利用料として、以下の通り当行所定の手数料(消費税を含みます。)をお支払いいただきます。 一 本規約<u>第9条2項の代行サービス利用</u>によりお取引営業店で受付し、でんさいネットへ業務を代行した場合の当行所定の手数料。 二 本規約<u>第8条、第9条1項</u>の方法によりでんさいネットが定める各課金対象取引を行った場合には、各取引件数のデータを基にして計算した手数料。 三 本規約第8条および第9条の方法にかかわらず、お取引営業店がでんさいネットへの書面請求を取り次いだ場合の当行所定の手数料。 3 手数料の支払方法は、以下の通りとします。 一 月額基本手数料、前項1号および2号の手数料は、預金払戻請求書または小切手なしで自動振替により前月分を翌月の当行で定める日にお支払いいただきます。 二 前項3号の手数料は、申込受付の都度、お支払いいただきます。
(利用契約の解除および通知) <u>第14条</u> 利用者に規程第16条第1項各号に定める事由のほか、次の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも当該利用者に事前に通知することなく、利用契約を直ちに解除できるものとします。 一 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。ただし、利用者が、債権者利用限定特約による利用継続を希望する場合は、規程第13条第2項の審査により諾否を決定します。 二 住所変更の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在が不明になったとき。 2 利用者に次の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行は当該利用者に通知することにより、利用契約を直ちに解除できるものとします。 一 当行に支払うべき所定の手数料を支払わなかったとき。 二 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。 三 解散、その他営業活動を休止したとき。 四 規程等および本規約に基づく当行への届出事項について、虚偽の事項を届出・通知したことが判明したとき。 五 本規約または本規約に基づく当行所定事項に違反する等、当行が本サービスの中止を必要と判断する相当の事由が生じたとき。	(利用契約の解除および通知) <u>第14条</u> 利用者に規程第16条第1項各号に定める事由のほか、次の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行はいつでも当該利用者に事前に通知することなく、利用契約を直ちに解除できるものとします。 一 電子交換所の取引停止処分を受けたとき。ただし、利用者が、債権者利用限定特約による利用継続を希望する場合は、規程第13条第2項の審査により諾否を決定します。 二 住所変更の届出を怠るなど利用者の責めに帰すべき事由により、当行において利用者の所在が不明になったとき。 <u>三 決済口座が「民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（休眠預金等活用法）に関する規定」に基づき、休眠預金の対象となったとき。</u> 2 利用者に次の各号の事由がひとつでも生じた場合は、当行は当該利用者に通知することにより、利用契約を直ちに解除できるものとします。 一 当行に支払うべき所定の手数料を支払わなかったとき。 二 1年以上にわたり本サービスの利用がないとき。 三 解散、その他営業活動を休止したとき。 四 規程等および本規約に基づく当行への届出事項について、虚偽の事項を届出・通知したことが判明したとき。 五 本規約または本規約に基づく当行所定事項に違反する等、当行が本サービスの中止を必要と判断する相当の事由が生じたとき。

3 規程第16条第2項に規定するでんさいネットまたは当行による利用契約の解除に係る通知は、当行所定の方法により利用者に通知します。	<u>六 IBサービス等利用者のIBサービス等の契約が解除されたとき。</u> 3 規程第16条第2項に規定するでんさいネットまたは当行による利用契約の解除に係る通知は、当行所定の方法により利用者に通知します。
--	---

以上

<本件に関するお問い合わせ>

東日本銀行 インフォメーションセンター

フリーダイヤル 0120-600185

(ご利用時間は銀行営業日(平日)の午前9時から午後5時までです)